議案第20号

大野市教育委員会公印規則の全部改正について

令和3年3月23日提出

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

提案理由

機構改革並びに公印の刷込及び電子公印等に係る所要の改正を行うため

大野市教育委員会公印規則

大野市教育委員会公印規則 (昭和42年教育委員会規則第4号) の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、大野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び教育 委員会の所管に属する機関の公印の種類、保管、使用等について必要な事項を定 めることを目的とする。

(公印の種類、保管者)

- 第2条 公印の種類、形状、寸法、用途及び保管者は、別表のとおりとする。 (公印の調製、改刻、廃止)
- 第3条 公印を調製し、改刻し、又は廃止しようとするときは、その理由、形状、 寸法及び使用の開始又は廃止の年月日等を教育総務課長に協議の上行うものとす る。
- 2 公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、保管者は直ちに公印 事故届出書(様式第1号)により、その顛末を教育総務課長を経て教育委員会に 報告しなければならない。

(公印の告示)

第4条 教育委員会は、公印を調製し、改刻し、又は廃止したときは、公印の種類、 用途及び印影並びに使用の開始又は廃止の期日を告示するものとする。

(公印事務の主管課)

- 第5条 公印に関する事務は、教育総務課において取り扱い、次の事項を処理する。
 - (1) 公印の調製、改刻又は廃止に関する手続
 - (2) 公印台帳 (様式第2号) に登録する事項
 - (3) 廃止印の保管
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公印に関する事務の処理

(公印の取扱責任者)

第6条 公印の保管者は、公印取扱責任者を定め、公印の保管を行わせなければな

らない。

(公印の保管)

- 第7条 公印は、常に錠をつけた堅固な器に納め、保管しなければならない。
- 2 公印は、特に保管者の承認を得た場合を除き、保管場所以外に持ち出してはな らない。

(公印の使用)

- 第8条 公印を使用するときは、当該公印の保管者に押印を要する文書及び決裁済 の原議書を呈示し、その承認を得なければならない。
- 2 公印の持ち出しを必要とする者は、当該公印の保管者に公印持ち出し承認願(様式第3号)を提出して承認を得なければならない。

(公印の刷込)

- 第9条 公印は、特に必要があると認められるときは、証票等にその印影を印刷することができる。
- 2 前項の規定により公印を刷り込もうとする課等の長は、教育総務課長を経て教育委員会に公印刷り込み承認願(様式第4号)を提出して承認を得なければならない。

(電子公印)

- 第10条 電子計算組織を利用して事務を行うに当たり、特に必要があると認められるときは、電子計算組織に記録した公印の印影又はこれを縮小し若しくは拡大した印影(以下「電子公印」という。)を印刷し、公印の押印に代えることができる。
- 2 前項の規定により電子公印を印刷し、公印の押印に代えようとする課等の長は、 教育総務課長を経て教育委員会に電子公印使用承認願(様式第5号)を提出して 承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により使用の承認を得た課等の長(以下「管理者」という。)は、電子公印を使用して事務を行うに当たり、不正使用を防止するための措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、電子公印を使用することがなくなったときは、速やかに当該電子公 印を消去し、教育総務課長を経て教育委員会に電子公印使用廃止届出書(様式第 6号)を提出しなければならない。

(旧公印の保存及び廃棄)

- 第11条 保管者は、公印を改刻し、又は廃止したため不要となったときは、教育 総務課長に引き継がなければならない。
- 2 教育総務課長は、前項の規定により引き継いだ公印を改刻し、又は廃止した日から3年間保存し、その期間が経過したときは、印影の復元ができない程度に、 切断、破壊、焼却等の方法により廃棄するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

公印の種類

種類	寸法	形式	書体	使用範囲	保管者	個数
	ミリ					
教育委員	方 2 4	委 野 福	てん書	辞令書	教育総務	1
会の印		員 市 井			課長	
		会 教 県 印 育 大				
		印 育 大				
教育委員	方 2 1	大 野 市	てん書	教育委員会	教育総務	1
会の印		教 育 委		名をもって	課長	
		員 会 印		する文書		
			_			
賞状用教	方 2 9	員 教 大	てん書	教育委員会	教育総務	1
育委員会		会 育 野		名をもって	課長	
の印		印 委 市		する表彰状		
# /L = 17 Cn	E 2 0		マ) 事	数 去 禾 旦 入	数 去 纵 数	-
賞状契印	長30	委大 員野	てん書	教育委員会	教育総務	1
用教育委員会の印	幅 1 2	会市		名をもってする表彰状	課長	
対立の別		之教 印育				
教育長の	方 2 1		てん書	教育長名を	教育総務	1
印		大野市教		もってする		
		育委員会		文書		
		教育 長 印				
教育長職	方 2 1	大野市教	てん書	教育長職務	教育総務	1
務代理者				代理者名を	課長	
の印		育長職務		もってする		
		代 理 者 印		文書		

教育委員 会局長の 印	方 2 1	大野市教育 委員 会 局長 之 印	てん書	局長名をもってする文書	教育総務課長	1
教育委員 会課長の 印	方 2 1	大野市教育委員会	てん書	課長名をも ってする文 書	課長	3
学校の印	方 2 4	○ 野福学市井校○県印○大	てん書	学校名をもってする文書	校長	1 4
賞 状 用 学校の印	方60	学 〇 大 福 校 〇 野 并 印 〇 市 県	てん書	学校名をもってする表彰状、卒業証書	校長	1 4
賞状契印用学校の印	長 4 5 幅 1 0	大野市〇〇〇学校	てん書	学校名をもってする表彰状、卒業証書	校長	1 4
学校長の印	方 2 1	校 市 福 井 県 大 野	てん書	学校長名をもってする文書	校長	1 4
幼稚園の印	方 2 4	大野市立〇分和種園之即	てん書	幼稚園名を もってする 文書	教育総務課長	4

党 化 田 公	+ 1 5		て) 妻	4 # 国々な	数	4
賞状用幼	方 4 5	大 野 市	てん書	幼稚園名を	教育総務	4
稚園の印		立〇〇		もってする	課長	
		275 - 706-N		表彰状、卒		
		幼 稚 園		業証書		
賞状契印	長 4 5	(*)	てん書	幼稚園名を	教育総務	4
用幼稚園	幅 1 0	大野市立〇〇幼稚園		もってする	課長	
の印		<u>\$</u>		表彰状、卒		
		幼幼		業証書		
		園				
幼稚園長	方 2 1		てん書	幼稚園長名	教育総務	4
の印		大 野 市 立		をもってす	課長	
		〇 〇 幼 稚		る文書		
		圏 長 之 印				
生涯学習	方 2 1		てん書	生涯学習セ	生涯学習	1
センター		館等である。大野市生		ンター館長	センター	
館長の印		カセンタ生		名をもって	館長	
		即り推		する文書		
文化財保	方 2 1		てん書	文化財保護	生涯学習	1
	<i>),</i> 2 1	大 野 市 文	てん音			1
護審議会		化射保護		審議会名を		
の印		審議会印		もってする	保護課長	
				文書		
文化財保	方 2 1	大 野 市 文	てん書	文化財保護	生涯学習	1
護審議会		化財保護		審議会会長	・文化財	
会長の印		審議会会		名をもって	保護課長	
		長 之 印		する文書		
通学区域	方 2 6	議学大	てん書	通学区域審	教育総務	1
審議会の		会区野		議会名をも	課長	
印		之 域 市		ってする文		
		印 審 通		書		
]		

図書館の印	方24	館 図 大之 野 市 長 図 大之 書 野	てん書	図書館名を もって 文書 図書館長名 を文書	図書館長図書館長	1
青少年教育センター所長の印	方21	印 館 市 大野市青少年 教育センター 所 長 の 印	てん書	青少年教育 センター所 長名をもっ てする文書	青少年教 育センタ 一所長	1
学校給食センター所長の印	方 2 1	大野市学校 給食センター 所長の即	てん書	学校給食セ ンター所長 名をもって する文書	教育総務課長	1
博物館長の印	方18	長 博 大之 物 野印 館 市	てん書	博物館長名をもってする文書	歴史博物館長	2
保育園長の印	方 2 4	大野市立 〇〇保育 国長の即	てん書	保育園長名をもってする文書	保育園長	4

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

大野市教育委員会 様

公印保管者

公印事故届出書

公印について事故があったので、大野市教育委員会公印規則第3条第2項の規定 により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	
事故発生日	
事故の内容	
顛末	
その他	

公印台帳

公印名	印影	様式符号	書体	寸法	個数	保管者	摘要
		1寸 夕	1/4	仏	数		
		あ					
		٧١					

年 月 日

公印保管者 様

所属名

氏 名

公印持ち出し承認願

下記のとおり、保管場所 () から公印を持ち出して使用したいので、承認願います。

記

行事の名称	
使用年月日	
使用場所	
公印の種類	
公印を持ち出して使用すること	
が必要な理由	
備考	

第 号

公印持ち出しについて、上記のとおり承認します。

年 月 日

公印保管者

年 月 日

大野市教育委員会 様

課等の長

公印刷り込み承認願

下記のとおり公印を使用したいので、承認願います。

記

証票等の名称	
公印の種類	
公印刷り込みを必要とする理由	
刷り込み枚数	
寸法 (ミリメートル)	
備考	

第 号

公印刷り込みについて、上記のとおり承認します。

年 月 日

教育総務課長

大野市教育委員会 様

課等の長

電子公印使用承認願

次の事務について、下記のとおり電子公印を使用したいので、承認願います。

記

事務等の名称		
公印の種類		
公印の形式		
寸法	原寸	
(ミリメートル)	使用寸法	
使用場所		
使用範囲		
使用開始日		
備考		

第 号

電子公印の使用について、上記のとおり承認します。

年 月 日

教育総務課長

大野市教育委員会 様

管理者

電子公印使用廃止届出書

電子公印を使用しなくなったので、大野市教育委員会公印規則第10条第4項の規定により届け出ます。

記

承認番号及び年月日		
事務等の名称		
公印の種類		
公印の形式		
寸法	原寸	
(ミリメートル)	使用寸法	
使用場所		
使用範囲		
使用廃止日		
備考		